

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から54年4月1日まで
A法人を昭和51年1月に退職した後、53年11月から再び同法人に勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A法人の保管している勤務記録によると、申立人は、昭和53年11月から54年3月31日までは有期雇用職員として、その後は正職員として同法人で勤務していることが確認できる。また、同僚の供述等から、申立人は有期雇用の期間においても正職員と同様の勤務形態であったものと推認できる。

さらに、A法人が保管する総勘定元帳の従業員預り金勘定の記帳から、申立人は、申立期間について事業主により厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、総勘定元帳に記帳されている厚生年金保険料控除額から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、総勘定元帳で確認できる社会保険事務所（当時）の支払通知による社会保険料の支払額は総額でしか記載されておらず、申立人に係る保険料を納付したかどうかは不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金をA農業協同組合連合会により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から40年11月1日まで
昭和38年11月から40年10月末まで、A農業協同組合連合会で勤務していたが、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持するA農業協同組合連合会(以下「A農協連合会」という。)の従業員集合写真から、申立人が申立期間のうち昭和39年2月1日から40年8月15日まではA農協連合会に勤務していたことが確認できる。

しかし、A農協連合会の当時の支配人は既に死亡しているほか、同連合会は平成12年8月に解散し、継承する団体も無いことから、申立人の農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済」という。)への加入及び掛金の控除について確認することができない。

また、当時の事務担当者に確認したところ、「申立期間当時、農林共済に加入していたのは、県内の農業協同組合から出向していた一人のみで、他の従業員は加入させていなかった。私は、支配人に農林共済への加入を希望したが、加入させてもらうことはできなかった。申立人も、加入させてもらっておらず、掛金の控除はされていないものと思う。私の上司であった会計担当者からは、農林共済に加入できないことから、国民年金に加入していると聞いたことがある。」と供述している。

事実、申立期間当時のA農協連合会の従業員数は30人程度であるが、農林

共済が保管するA農協連合会に係る共済組合加入者一覧表によれば、申立期間当時の加入者は3人であり、申立人の記録は無い。さらに、事務担当者の供述にある会計担当者の年金記録を確認したところ、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間においてA農協連合会により、農林共済の掛金を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林共済組合員として申立期間に係る掛金をA農協連合会により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金をA農業協同組合連合会により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から40年3月1日まで

昭和39年4月から40年2月末まで、A農業協同組合連合会で勤務していたが、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA農業協同組合連合会(以下「A農協連合会」という。)従業員の集合写真及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA農協連合会に勤務していたものと認められる。

しかし、A農協連合会の当時の支配人は既に死亡しているほか、同連合会は平成12年8月に解散し、継承する団体も無いことから、申立人の農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済」という。)への加入及び掛金の控除について確認することができない。

また、当時の事務担当者に確認したところ、「申立期間当時、農林共済に加入していたのは、県内の農業協同組合から出向していた一人のみで、他の従業員は加入させていなかった。私は、支配人に農林共済への加入を希望したが、加入させてもらうことはできなかった。申立人も、加入させてもらっておらず、掛金の控除はされていないものと思う。私の上司であった会計担当者からは、農林共済に加入できないことから、国民年金に加入していると聞いたことがある。」と供述している。

事実、申立期間当時のA農協連合会の従業員数は30人程度であるが、農林共済が保管するA農協連合会に係る共済組合加入者一覧表によれば、申立期間

当時の加入者は3人であり、申立人の記録は無い。さらに、事務担当者の供述にある会計担当者の年金記録を確認したところ、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間においてA農協連合会により、農林共済の掛金を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林共済組合員として申立期間に係る掛金をA農協連合会により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金をA農業協同組合連合会により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年ごろから40年10月まで

昭和37年ごろから40年10月まで、A農業協同組合連合会で勤務していたが、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持するA農業協同組合連合会(以下「A農協連合会」という。)従業員の写真から、申立人が申立期間のうち昭和37年2月15日から40年8月15日まではA農協連合会に勤務していたことが確認できる。

しかし、A農協連合会の当時の支配人は既に死亡しているほか、同連合会は平成12年8月に解散し、継承する団体も無いことから、申立人の農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済」という。)への加入及び掛金の控除について確認することができない。

また、当時の事務担当者に確認したところ、「申立期間当時、農林共済に加入していたのは、県内の農業協同組合から出向していた一人のみで、他の従業員は加入させていなかった。私は、支配人に農林共済への加入を希望したが、加入させてもらうことはできなかった。申立人も、加入させてもらっておらず、掛金の控除はされていないものと思う。私の上司であった会計担当者からは、農林共済に加入できないことから、国民年金に加入していると聞いたことがある。」と供述している。

事実、申立期間当時のA農協連合会の従業員数は30人程度であるが、農林

共済が保管するA農協連合会に係る共済組合加入者一覧表によれば、申立期間当時の加入者は3人であり、申立人の記録は無い。さらに、事務担当者の供述にある会計担当者の年金記録を確認したところ、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間においてA農協連合会により、農林共済の掛金を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林共済組合員として申立期間に係る掛金をA農協連合会により給与から控除されていたと認めることはできない。